○財務省告示第六十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十七年一月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年二月九日

財務大臣　谷垣　禎一

一　名称及び記号　割引短期国庫債券（第三百六十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け

五　発行額　額面金額で六千七百八十四億七千万円

六　最低額面金額　千万円

七　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八　発行日　平成十七年一月二十日

九　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十九銭八厘

十　償還期限　平成十八年一月二十日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十一　償還金額　額面金額百円につき百円

十二　元金支払　日本銀行

場所

十三　払込期日　平成十七年一月二十日